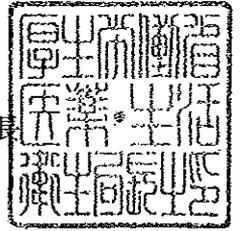


各 { 都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区长 } 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長



伊勢志摩サミットの開催に伴う毒物及び劇物の適正な保管管理について（依頼）

毒物及び劇物による事故の未然防止等については、かねてより種々御配慮いただき、厚く御礼申し上げます。

伊勢志摩サミット及び関連関係会議について、別紙の通り開催予定のところ、貴職におかれては、貴管下関係業者等に対し、特に下記の内容について再度の指導徹底を行っていただくようお願いいたします。

記

- 1 「毒物及び劇物の保管管理について」（昭和 52 年 3 月 26 日付け薬発第 313 号薬務局長通知）、「毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について」（平成 10 年 7 月 28 日付け医薬発第 693 号医薬安全局長通知）等を踏まえ、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）に基づき、適切に、毒物及び劇物の保管管理がなされているかを改めて点検すること。
- 2 毒物及び劇物の漏洩、盗難、紛失等の事態が生じた場合には、毒物及び劇物取締法第 16 条の 2 に基づき、直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出る等の適切な処置を講じること。
- 3 「毒物及び劇物の適正な販売等の徹底について」（平成 17 年 11 月 14 日付け薬食審査発第 1114001 号、薬食監麻発第 1114001 号医薬食品局審査管理課長、監視指導・麻薬対策課長連名通知）及び「爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について」（平成 21 年 12 月 2 日付け薬食総発 1202 第 4 号、薬食審査発 1202 第 32 号、薬食監麻発 1202 第 8 号医薬食品局総務課長、審査管理課長、監視指導・麻薬対策課長連名通知）の趣旨を踏まえ、毒物及び劇物取締法第 14 条及び第 15 条に基づく譲渡手続及び交付制限を遵守し、身分証明等により譲受人の身元（法人にあっては当該法人の事業）並びに毒物及び劇物の使用目的及び使用量が適切なものであるかについて十分確認を行うとともに、家庭用劇物以外の毒物及び劇物の一般消費者への販売自粛や、使用目的が曖昧な者等への販売の差し控え、不審な動向が認められる場合の警察への通報等を徹底すること。

